



## ニコニコ箱

ありがとうございました

内畑 瑛造さん 堀井さん会社の創立六十周年記念おめでとう  
 ございます。  
 100年、200年と企業の発展を望みます。  
 伊藤 裕通さん 堀井さん創立60周年おめでとうござい  
 ます。益々のご発展を。  
 中野 久生さん 株式会社大黒堀井孝一社長様創立60周年お  
 めでとうございます。  
 村田 昌之さん 堀井会員、(株)大黒創立60周年おめで  
 とうござい  
 ます。  
 玉置 博康さん 堀井さん、創立60周年おめでとうござ  
 います。  
 中野 幸生さん 13日の日曜日に朝9:30か夜10時からど  
 ちらかテレビ和歌山で、きのくに21「知事と語る」県  
 内産業振興に向けた中小企業支援についてと  
 というテーマで話をさせて頂きます。  
 時間があれば見てやって下さい。  
 笹島 良雄さん 堀井さん、創立記念心からお祝い申し  
 上げます。  
 谷口 文利さん 堀井さん60周年おめでとうござ  
 います。  
 記念誌とおまんじゅうありがとうございました。  
 谷口 文利さん 高橋登記専門官、本日宜しくお願  
 いします。  
 堀井 孝一さん 60年、全ての方に感謝。  
 亀田 直紀さん 堀井さん、60周年おめでとうござ  
 います。  
 糟谷 元春さん 堀井さん、会社創立60周年おめで  
 とうござ  
 います。今後益々のご発展お祈り申し上げま  
 す。  
 櫻畑 友洋さん 堀井さん、60周年おめでとうござ  
 います。  
 上中 崇司さん 堀井さん、60周年おめでとうござ  
 います。  
 赤井 雅哉さん 堀井さん、60周年おめでとうござ  
 います。

乾 敦雄さん 堀井さん、60周年おめでとうござ  
 います。  
 松田 弘治さん 堀井さん60周年おめでとうござ  
 います。  
 記念品ありがとうございます。  
 野上 泰造さん 堀井様、創立60周年おめでとうござ  
 います。  
 高橋悟様、本日はよろしくお願  
 いします。  
 古屋 光英さん 堀井さん創立60周年おめでとうござ  
 います。  
 高橋悟さん、卓話よろしくお願  
 いします。  
 瀧川 嘉彦さん 堀井さん、60周年おめでとうござ  
 います。  
 阪神タイガース応援団一同  
 堀井さん、60周年おめでとうござ  
 います。

### 【皆出席表彰】

真野 賢司さん もう? 未だ? 25年って... スゴいなあ!!  
 田原 久一さん 20年たちました。今後共よろしくお願  
 いします。  
 岡野 年秀さん 皆出席表彰ありがとうございます。  
 瀧川 嘉彦さん 皆出席表彰ありがとうございます。  
 今後よろしくお願  
 いします。



おめでとうございます!

【本日の累計 111,606円(計22名 25件)(お誕生日お祝い 405,000円 皆出席表彰 90,000円 その他 1,624,635円) 累計額 2,119,635円】

### 本日の例会 2月17日(木)

- 創立52周年記念例会
- お誕生日お祝い  
 岸裏 廣澄さん 2月16日 岩橋 五郎さん 2月22日  
 島 公造さん 2月24日
- ピアノ演奏 中井 利枝さん  
 希望の道、氷の雫(西村 由紀江)

### 前回の例会 2月10日(木)

- 卓話「筆界特定制度について」  
 和歌山地方務局 登記部門 総括表示登記専門官 高橋 悟さん
- ロータリーソング 黒田 純一 ソング委員長  
 「四つのテスト」
- ビジター紹介 赤井 雅哉 親睦委員長  
 和歌山R.C. 海瀬 亀太郎さん
- 出席報告 黒田 純一 出席委員長  
 会員数 50名(内出席規定適用免除会員11名)

2月10日(本 日)	38名	80.9%
1月27日(メーキャップ後)	43名	93.5%

### 次回の例会 2月24日(木)

- 卓話「インターネットを介した人権侵害等について」  
 和歌山地方務局人権擁護課人権擁護係長 行平 和正さん

クラブ名	日 時	内 容
和歌山城南R.C.	2月17日(木)	クラブフォーラム「I.D.M.発表◎」
和歌山南R.C.	2月18日(金)	卓話 和歌山市長 大橋 建一さん
和歌山中R.C.	2月18日(金)	チャーターナイト記念例会
和歌山北R.C.	2月21日(月)	卓話「私の趣味」明榮 修身会員
和歌山アゼリアR.C.	2月21日(月)	例会変更
和歌山R.C.	2月22日(火)	卓話「画像による手と顔の神秘」雲啓開運塾 栗本 啓子さん
和歌山サンライズR.C.	2月22日(火)	
和歌山西R.C.	2月23日(水)	会員リレー卓話
和歌山東南R.C.	2月23日(水)	卓話 辻本 圭三会長

### ●メーキャップ状況● (敬称略)

2月7日(月) ガバナー補佐会議 松田 洪毅 / 2月14日(月) 和歌山北R.C. 角谷 芳伸、山東 勝彦、田原 久一  
 玉置 博康、寺下 浩彰、松田 弘治、宮本 和佳、山野 武彦、八幡 建二、吉田 篤生  
 2月14日(月) 和歌山アゼリアR.C. 櫻畑 友洋、山本 進三

国際ロータリー第2640地区 例会会場/ルミエール華月殿 和歌山市屋形町2-10 TEL (073) 424-9392 例会日 木曜日 12時30分  
 和歌山東ロータリークラブ 事務局/〒640-8142 和歌山市三番丁6関西電ビル5F TEL (073) 432-4343・FAX (073) 432-4845  
 創立/1959年2月23日 会報・広報委員会 谷口 文利 笹島 良雄 岡野 年秀 堀岡 忠男 角谷 芳伸

# 「地域を育み 大陸をつなぐ」

## 「地域に広げよう、友情の輪」

国際ロータリー 第2640地区 **和歌山東ロータリークラブ**

URL <http://www.werc.jp> E-mail [info@werc.jp](mailto:info@werc.jp)

2011年 2月17日(木)

週報 / VOL.52 No.29(通巻2484)



## 会長報告

野上 泰造 会長



皆様、こんにちは。会長報告を申し上げます。

和歌山ロータリーの海瀬様、ようこそお出で下さいました。ごゆっくりとおくつろぎ下さい。

立春も過ぎ、暦の上では春ですが「春は名のみ風の寒さや・・・」の歌の通り、寒い日が続いて  
 います。しかし確実に春は近づいており、新聞紙上に「梅だより」が見られるようになりました。梅や桜

の花は心を明るくしてくれます。ちなみに和歌山県の花は梅です。

さて、来週の月曜日はバレンタインデーです。ローマ帝国皇帝クラウディウス二世は、兵士の恋愛や婚姻を禁止して  
 いました。しかしキリスト教司祭のヴァレンティヌス(バレンタイン)は、ある兵士の結婚を助けたため、2月14日に処刑  
 されました。このため、キリスト教徒にとって、この日を恋人たちの日としました。

欧米では、男性も女性も、花やケーキ、カードなどを恋人や親しい人に送りますが、日本のようにホワイトデーの習  
 慣はありません。1936年に神戸モロゾフ製菓が「愛する人にチョコレートを送らしよう」と新聞広告を出し、伊勢丹新  
 宿本店が、1958年2月に「バレンタインセール」というキャンペーンを行ったのが、日本での始まりとされています。い  
 ずれにしても、チョコレートを貰って喜んではいけません。ホワイトデーに、何十倍ものお返しを覚悟しておく必要  
 があります。

## 幹事報告

古屋 光英 幹事



・次年度ロータリー手帳ご入り用の方は、2月25日までに事務局までお申し込み下さい。

・和歌山南ロータリークラブより、創立50周年記念ゴルフコンペの案内が届いております。

4月18日(月)大阪ゴルフクラブにて開催、当日夜の表彰式・パーティにはゲストに「世界のアオキ」  
 こと青木功氏を招いて講演会(トークショー)をダイワロイネットホテルにて行います。3月10日までに  
 事務局にお申込み下さい。・・・回覧

・先々週も報告しましたが、和歌山東南R.C.創立40周年記念ゴルフコンペが3月24日(木)有田東急ゴルフクラブで  
 開催されます。申込み〆切は2月28日です。

・来週2月17日の例会は、創立52周年記念例会です。時間はいつもの例会時間です。在籍表彰を行います。

・来週例会終了後、理事・役員会を開催します。夜は18時30分よりあおい茶寮にて新会員歓迎会を開催します。

## 卓 話

## 筆界特定制度について

和歌山地方法務局 登記部門 総括表示登記専門官 高橋 悟さん



## 1 筆界特定制度の趣旨

筆界特定制度は、平成17年4月に同制度の創設を主たる内容とする不動産登記法等の一部を改正する法律(平成17年法律第29号)が交付され、改正法は、平成18年1月20日から施行されました。

土地の境界の争いは、古くから存在するもっとも典型的かつ身近な紛争の一つであります。

これまで、土地の境界について争いが生じた場合、その解決を図る方法としては、境界確定訴訟に頼らざるを得ませんでした。しかし、この境界確定訴訟は、多大の時間を要し、経費の負担も大きく、また、境界確定の証拠収集も原告が行う必要がある上、隣人を訴えるという精神的な負担もあることから、より迅速かつ簡便な手続きが求められていました。そこで、境界をめぐる紛争の予防と早期解決を図るため、筆界特定制度が施行されたものであります。

## 2 筆界とは

筆界とは、表題登記がある一筆の土地(以下単に「一筆の土地」という。)とこれに隣接する他の土地(表題登記がない土地を含む。以下同じ。)との間において、当該一筆の土地が登記されたときにその境を構成するものとされた二つ以上の点及びこれらを結ぶ直線をいいます(不動産登記法第123条第1号)。

筆界には、「原始筆界」と「創設筆界」とがあります。

「原始筆界」とは、明治時代に行われた地租改正によって当該土地が一筆の土地として登記された当初の筆界線で、「創設筆界」とは、分筆登記や土地区画整理等の換地処分によって新たに引かれた筆界線です。

筆界特定手続においては、申請土地の分筆等の地歴を十分調査した上、筆界が「原始筆界」か「創設筆界」かを見極め、それを踏まえた上で筆界の特定を行っています。

## 3 筆界特定制度と土地家屋調査士会ADRについて

筆界特定制度は、土地の筆界について、筆界特定登記官が、所有権登記名義人等の申請により、申請人・関係人等に手続への参加の機会を保障しつつ、専門家である筆界調査委員の意見を踏まえて、その判断を示す制度です。

ちなみに、境界確定訴訟との関係ですが筆界特定の法的効果は、筆界の現地における位置についての筆界特定登記官の認識を表示する行為であり行政処分性はありません。境界確定訴訟においては、筆界が形成的に確定され、対世的効力を有します。

また、筆界特定制度においては、境界確定訴訟に比べ、一般的に、手続費用は、安価であり、処理については、標準処理期間(約6か月以内)を公示し(不動産登記法第130条)、迅速な処理が行われます。

土地家屋調査士会ADRは、裁判外紛争解決手続きの一つであり、筆界が明らかでないことに起因する所有権界等に関する紛争について、土地家屋調査士・弁護士が協働して、相談・調停等を行い、当事者間の話し合いによる解決を進めるものです。

土地家屋調査士会ADRの業務は、和歌山県では、「境界問題相談センターわかやま」で運営されています。

受付及び事前相談における費用は、無料となっていますが、受付後の相談費用については、「境界問題相談センターわかやま」で定める費用規定に基づいて算定されます。

筆界特定制度においては、明け渡しなど、所有権に関する問題を直接に解決することはできませんが、土地家屋調査士会ADRでは、相手方の応諾のもとに、手続を進め、境界問題全般を解決します。

和歌山地方法務局と和歌山県土地家屋調査士会とにおいては、筆界特定制度と土地家屋調査士会ADRとの連携・協力を図るための指針策定について協議を重ね、本年1月28日に同指針を策定し、現在、相談者に対する両制度の利便性を向上させ、利用者の総合的な満足度を高めていくため取り組んでいます。

## 4 筆界特定手続における調査等について

土地には、平坦地、斜面地、段差のある土地等、いろいろな状況があり、また土地と土地の間には、ブロック等の構造物や段差等によって境となっている場合があります。

筆界の調査に当たり、現地及び周囲の状況等を的確に把握し、地域の実情を知る年配の方からの詳細な聞き取りを行う等して、筆界、所有権界、占有界を見極めて、筆界を適正に判断することが、担当者にとって重要なポイントとなります。

一般的には、筆界、所有権界及び占有界は、いずれも一致していることが多いのですが、土地の一部を売買等により所有権を移転しているにもかかわらず、分筆及び所有権移転登記が未了である場合等、筆界と所有権界又は筆界と占有界とが一致しない場合があります。その際、担当者は、各種の資料収集及び地域の慣習等の調査を行い、筆界を把握して適正な事件処理に努めています。

## 5 おわりに

筆界特定制度は、制度施行後、5年が経過しましたが、全国における筆界特定の申請件数は、制度創設当初の予測を大きく上回る高い出件状況にあります。

このことは、筆界特定制度が、国民にとって大変有用なものと認識されていることを示すものであります。

法務局においては、筆界特定制度に対する国民の期待にこたえ、境界をめぐる紛争を迅速に解決する手段として定着させていくため、一層の創意工夫を行い、事務処理体制を強化する等、積極的な取り組みを行っていますので、皆様方の御理解の程、よろしくお祈りします。

最後になりましたが、本日の講座が皆様方の筆界特定制度に対する御理解を深めるための一助となれば幸いです。

以上をもちまして本講座を修了したいと思います。ありがとうございました。